



撮影許可申請  
フォーム



## 撮影規約

【2025年3月～】 共通

### 1. 撮影許可申請の前のロケハン等

当社では、事前のお問合せ・対象物件の調査（ロケハン）を終えてからのご利用申込み（以下「本撮影許可申請」といいます）を原則とします。

### 2. 撮影許可申請の提出期限について

本撮影許可申請の期限は、撮影予定日の5営業日前までとします。仮予約（キープ）は受け付けていません。

### 3. 撮影許可

本撮影許可申請後、当社にて申請者様及び申請内容を確認した上で、応諾の連絡をいたします。この応諾をもって、正式に撮影を許可されたものとします。お支払いが前払いの場合は、入金を当社が確認した場合には、申請者様に応諾の連絡をいたします。この応諾の連絡をもって、正式に撮影を許可されたものとします。

### 4. 撮影許可申請提出後に時間変更がある場合の対応について

本撮影許可申請提出後の時間変更は、当初の記載時間からスライドするか長くなる場合のみお受けいたします。時間短縮はできません。3営業日前までに申請書を再提出するかTロケのメールにてお知らせください。口頭による変更は承っておりません。当日も含めそれ以降の急な時間変更は、対応できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

### 5. 料金について

#### (1) 撮影料の算出

撮影料は、本撮影許可申請に記載された料金に係る各項目に基づいて請求いたします。最低撮影料金は1時間から（1時間未満は1時間として計算）申し受けます。15分単位で算出します。なお、当日、申請時間よりも早く開始あるいは遅く終了、またその両方の場合は、その撮影時間を加算して撮影料金を決定いたします。

#### (2) キャンセル料

本撮影許可申請をお送りいただいた時点から、理由の如何に関わらず撮影料の100%を請求します。

(3) 「撮影料」とは申請時間あたりの料金、立会料、駐車料、控室料、保管料、早朝深夜手当等すべてにかかる利用料を指します。



撮影許可申請  
フォーム



## 撮影規約

【2025年3月～】共通

### 6. 支払い方法

撮影内容に応じて、Tロケにて支払い方法を指定いたします。

#### (1) お振込みの場合

撮影終了後、請求書をメールでお送りします。お振り込み期日は撮影月の翌月末となります。

#### (2) 前払いの場合

本撮影許可申請後、当社にて申請者様及び申請内容を確認し、上記5. 料金についてに基づき当社にて算出した料金を申請者様に請求いたします。

申請者様は、撮影予定日の3営業日前（但し、当該日が銀行営業日でない場合は、その直前の銀行営業日とします）の15時までに当社の請求額を当社指定の金融機関口座に振り込み支払っていただきます。振込手数料は申請者様の負担とします。15時前に送金手続きを完了していても、当社が15時までに入金を確認できない限り、支払われたとは認められず、正式な撮影許可はありませんので、ご注意ください。

#### (3) 前払い時の追加撮影料金の支払い

撮影終了後、増加額の請求書をメールでお送りします。お振り込み期日は、当社による請求書発行後1週間以内となります。その余のお支払条件は上記(2)と同じとします。

### 7. 撮影中の遵守事項

- (1) 撮影目的のための非独占的利用とします。長時間の物品の放置・車両の駐車等の対象物件の私物化をしてはなりません。また、工場内を利用の場合は、工場業務を優先していただきます。
- (2) 社会一般において認められる利用慣行を遵守し、対象物件の建物、設備、什器、備品類等を汚損、破損、紛失した場合は、申請者様にてその損害の全額を賠償していただきます。
- (3) 当社顧客情報等の撮影・放映は厳禁とします。当社が求める場合には、撮影データの複製記録媒体を当社宛に無料送付していただきます。
- (4) 当社の事前の書面による承諾なく、本撮影許可申請に基づく対象物件の利用権を譲渡してはならず、その他方法の如何を問わず、申請者様の管理権限の及ばない第三者に対象物件を利用させてはなりません。
- (5) 対象物件での在館中は、入館者全員に各施設の定めるルールを義務付けます。入館者が従わない場合には申請者様より対象物件から退館するよう指示していただきます。

### 8. 撮影中の遵守事項に違反した場合

7. 撮影中の遵守事項のいずれかにでも違反した場合（申請者様ご本人だけでなく、本撮影許可申請に基づく入館者の一人が違反した場合も含まれます）

- (1) 当社は、直ちに撮影許可を取り消すことができます。当社が撮影許可を取り消した場合には、速やかに申請者様その他撮影許可申請に基づく入館者全員が、対象物件から退館しなければなりません。



撮影許可申請  
フォーム



## 撮影規約

【2025年3月～】 共通

- (2) 申請者様は、違反行為により生じた当社の信用損害、逸失利益を含めた損害と当社が損害回避のために負担した費用を全て当社に賠償・補填しなければなりません。
- (3) 当社は、撮影済みデータの削除や利用（放映やDVD化等による二次利用を含む）の差止めを請求することができます。申請者様は、かかる請求を受けた場合には、従っていただきます。

### 9. 撮影中の損害

当社に故意重過失のある場合を除き、対象物件利用中の申請者様や申請者様の管理権限内の第三者に生じた人的・物的損害について、当社は一切責任を負わず、これらについて申請者様は当社を免責していただきます。

### 10. 同日の別件撮影の実施について

撮影同日に、当社にて影響がないと判断した場合は、別の撮影が入る場合がありますのでご了承ください。

### 11. 反社会勢力の排除

- (1) 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、理事等）、撮影許可申請に基づく本件の関係者全員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者又はその構成員ではないことを誓約していただきます。
- (2) 前項に違反した場合は撮影許可を取り消します。
- (3) 撮影許可を取り消した場合、申請者に損害が生じても当社はこれを賠償することは要せず、当社に損害が生じた時は申請者がその損害を当社に賠償するものとします。

### 12. 料金不払い時のペナルティ等

- (1) 当社が一度撮影許可をした場合でも、撮影後に料金不払いがあったときは、当社は撮影許可を取り消すことができるものとします。当社が撮影許可を取り消した場合でも、申請者様は料金の支払義務を免れず、申請者様に損害が生じても当社はこれを賠償することは要しません。
- (2) 料金不払いがあった場合、以下のペナルティ等があります。
  - ・ 当社は申請者様及び本撮影許可申請書「請求書送付先」欄記載の法人等からの新たなお問い合わせの受付を停止します。
  - ・ 申請者様は当社に対し不払い料金に対する年14.6%の割合による遅延損害金を追加で支払っていただきます。なお、当社に別途損害が生じた時はさらにその損害を当社に賠償するものとします。



撮影許可申請フォーム



## 撮影規約

【2025年3月～】 共通

- ・ 当社は申請者様に対し撮影済みデータの削除や利用（放映やDVD化等による二次利用を含む）の差止めを請求することができます。申請者様は、かかる請求を受けた場合には、従っていただきます。

### 13. 二次利用について

当社は、本撮影許可申請時に申請者様が当社に申告した撮影内容・範囲においてのみ撮影許可をしており、本撮影許可申請時に申請者様が当社に申告した撮影内容・範囲外の目的で撮影素材を利用する場合（以下「二次利用」といいます）は、別途当社による二次利用許可が必要です。

二次利用を希望する場合、二次利用申請者様は、当社に対し二次利用の申請をしていただきます（二次利用申請者様が当初申請者様と異なる場合、当社は撮影素材の著作権者等について確認させていただく場合がございますが、撮影素材の二次利用の権限の有無等の確認は当社の義務ではなく、当社は二次利用申請者の二次利用の権限の有無等について一切の責任を負いません）。

当社は、二次利用許可にあたり、二次利用申請者様より二次利用許可料を申し受けます。二次利用許可料は、撮影素材の内容、二次利用の態様・範囲に応じて、当社と二次利用申請者様との間で別途協議の上決定いたします。当該決定された二次利用許可料を二次利用申請者様からお支払いいただいた後、当社より正式に二次利用の許可をいたします。